

所定疾患施設療養費

1. 所定疾患施設療養費とは

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設の入所者に対して、より適切な医療を提供する観点から、肺炎等の疾病を発症した場合における施設の対応について、以下の条件を満たした場合、所定疾患施設療養費として評価されることになりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定することで、入所者の健康維持や安心に繋がっていきたいと考えておりますので、今後もホームページにて治療の実施状況をご報告いたします。

2. 算定条件（所定疾患施設療養費Ⅰ）

- ①肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理が行われた場合、1月に1回、連続する7日を限度として算定するもので、1月に連続しない1日を7回算定することはできない
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない
- ③所定疾患施設療養費の対象となる状態は次のとおり
 - イ 肺炎（検査を実施した場合に限る）
 - ロ 尿路感染症（検査を実施した場合に限る）
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
- ④診断名、診断日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容を診療録に記載すること
- ⑤請求時に診断、行った検査、治療内容等を記載すること
- ⑥算定開始後は治療の実施状況を公表すること。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の算定状況を報告すること